

## ストレスチェックWeb版のご案内

平成28年10月よりスタート  
パソコン、スマホで入力可能

### 常時雇用する労働者の数が50人以上の事業者の皆さまへ

改正労働安全衛生法により、常時雇用する労働者の数が50人以上の事業者には、ストレスチェック制度が義務化されました。平成27年12月よりスタートし、**1回目の実施が今年（平成28年）11月30まで**となっております。 **皆さま、実施や準備はお済みですか？**

当センターでは、スタートと同時に外部機関としてストレスチェックの業務を受託しています。

現在質問紙にて実施していますが、かねてより準備中でしたWebによる入力回答の準備が整い、

**平成28年10月より開始**の運びとなりましたので、お知らせいたします。

質問票への記入に代わって、パソコンやスマートフォンから入力回答する方法ですが、ストレスチェックの個人結果票は質問紙の方法と同様、用紙にて送付致します。 **料金はお一人800円（税抜）**です。

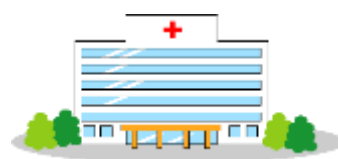
下記のいずれの方法でも対応可能です。



質問票のみ



Web入力のみ



質問票又はWeb入力選択  
(部署ごと、個人の希望により)

質問票又はWeb入力のメールアドレス  
及びパスワードを説明文にて送付

質問紙記入



パソコン・スマホ入力



or

結果票は用紙



高ストレス者で医師による面接  
指導が必要と判定された方には、  
面接指導勸奨文が同封される

### 一般社団法人 中部地区医師会検診センター ストレスチェックサービス

- ・質問紙、Webによるストレスチェック実施
- ・回答内容の集計・評価・結果票作成
- ・高ストレス者の選定
- ・産業医とともに面接対象者の判定
- ・医師による面接指導 ・希望時一次面談
- ・集団分析 結果報告・アドバイス
- ・セルフケア・ラインによるケア研修会の実施



申出者の医師面接



希望者の一次面談



委託時集団分析



委託時研修会講師